

令和5年第1回定例会

富良野市議会会議録

令和5年3月1日（水曜日）午前10時00分開議

◎議事日程（第2号）

- 日程第 1 所管事項に関する委員会報告  
調査第 7号 ICT教育の推進について  
調査第 8号 看護専門学校について  
調査第 9号 除排雪業務について
- 日程第 2 議員の派遣に関する報告
- 日程第 3 監査委員報告  
(例月出納検査結果報告 令和4年度10月分～12月分)  
(定期監査報告)  
(財政援助団体監査報告)
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分報告について(令和4年度富良野市一般会計補正予算(第14号))
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分報告について(ぶどう果樹研究所配送センターの落雪による損害賠償及び和解について)
- 日程第 6 報告第 3号 専決処分報告について(市道における物損事故の損害賠償及び和解について)
- 日程第 7 議案第 9号～議案第 25号 (提案説明)
- 日程第 8 予算特別委員会設置

◎出席議員（17名）

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	13番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	渋谷正文君
	3番	大西三奈子君		4番	松下寿美枝君
	5番	大栗民江君		6番	関野常勝君
	7番	石上孝雄君			
	9番	小林裕幸君		10番	家入茂君
	11番	本間敏行君		12番	佐藤秀靖君
	14番	宇治則幸君		15番	日里雅至君
	16番	天日公子君		17番	後藤英知夫君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市	長	北	猛	俊	君	副	市	長	稻	葉	武	則	君
総	務	部	長	関	澤	博	行	君	ス	マ	ー	ト	シ
市	民	生	活	部	長	山	下	俊	明	君	保	健	福
経	済	部	長	川	上	勝	義	君	建	設	水	道	部
兼	ぶ	ど	う	果	樹	研	究	所	長	北	川	善	人
看	護	専	門	学	校	長	澤	田	貴	美	子	君	総
財	政	課	長	藤	野	秀	光	君	企	画	振	興	課
教	育	委	員	会	教	育	長	近	内	栄	一	君	企
監	査	委	員	鎌	田	忠	男	君	教	育	委	員	会
									監	査	委	員	事
									務	局	長	佐	藤
									克	久	君		

◎事務局出席職員

事	務	局	長	井	口	聡	君	書	記	大	津	諭	君
書				記	鷺	見	悠	太	君				

午前10時00分 開議  
(出席議員数17名)

## 開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、会議中のマスクの着用を許可いたします。

## 会議録署名議員の指名

○議長（黒岩岳雄君） 本日の会議録署名議員には、  
石 上 孝 雄 君  
家 入 茂 君  
を御指名申し上げます。

## 行 政 報 告

○議長（黒岩岳雄君） この際、あらかじめ申出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。  
市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-  
おはようございます。

議長の許可をいただき、行政報告させていただきます。

1、要望運動について。

(1) 高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進について。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、2月2日に国土交通省及び財務省に対し、防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算の確保と計画的な事業の推進、国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進、長期安定的に道路整備、管理を進められる新たな財源の創設及び予算の確保、事業中である富良野北道路及び旭川東神楽道路の整備促進、未事業区間のうち、医療、物流、災害、観光といった視点から課題の大きい区間として確認された上富良野町一中富良野町間の計画段階評価の早期着手について要望してまいりました。

2、富良野市立虹いろ保育所における保育児童負傷に対する損害賠償請求の判決及び控訴について。

富良野市立虹いろ保育所における保育児童負傷に対する損害賠償請求事件について、令和3年10月4日、旭川地方裁判所から第1回口頭弁論期日呼出し後、訴訟審理が進められ、去る令和4年10月4日、第8回となる口頭弁論で終結日を迎え、令和4年12月20日、判決の言渡しがありました。

判決では、1、原告の請求を棄却する。2、訴訟費用

は原告の負担とするもので、本市の完全勝訴となったところであります。

しかし、原告側は、言い渡された判決が不服であるとし、本市に対し、令和4年12月31日付で、控訴人、訴訟代理人弁護士より札幌高等裁判所へ控訴状が提出されました。

本市におきましては、顧問弁護士と、令和5年1月26日、新たに訴訟委任契約を締結し、控訴審を進めてまいります。

3、職員の懲戒処分について。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員の懲戒処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、令和4年12月19日付で3件の懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容については、次のとおりであります。

1、被処分者、建設水道部職員、50歳代。

処分年月日、令和4年12月19日。

非違行為、服務、業務処理関係。

処分の内容、減給2か月。

懲戒歴あり。

2、被処分者、教育委員会職員、60歳代。

処分年月日、令和4年12月19日。

非違行為、服務、業務処理関係。

処分の内容、減給3か月。

懲戒歴あり。

3、被処分者、教育委員会管理職、50歳代。

処分年月日、令和4年12月19日。

非違行為、監督責任関係。

処分の内容、戒告。

懲戒歴なし。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

## 日程第1 所管事項に関する委員会報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第7号、ICT教育の推進について。

総務文教委員長宇治則幸君。

○総務文教委員長（宇治則幸君） -登壇-

総務文教委員会より、調査第7号、ICT教育の推進についての調査の経過と結果について報告します。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、学校へ訪問、授業の様子を見学する中から、富良野市が取り組むICT教育の現状を把握し、課題と方向性について調査を進めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大によるデジタル化やオンライン化、デジタルトランスフォーメーションの加速の必要性など、急激に変化する時代の中、国では、2018年にGIGAスクール構想を発表し、令和の日本型学校教育の構築を目指し、新学習指導要領の着実な実施と、それらを支える基盤的なツールとしてICTの活用が必要不可欠となっています。

本市においては、令和2年度に大容量の無線LAN通信環境を整備し、児童生徒、教職員に対し、1人1台の学習用端末に学習支援ソフトを導入、授業やその他の学習活動における効果的な活用ができるよう環境整備を進め、令和3年度から本格的な運用を開始しています。

これまでの授業では、児童生徒全員が同じ内容や量の課題に取り組むことが多かったが、ICTを活用することで、教職員は、それぞれ個に応じた学習方法を選択し、個別にフィードバックを行うことが可能になっています。課題への取組に対しても端末上で進捗状況を確認することができ、素早く学習支援を行うことができます。グループで学び合う場面では、必要なスライドや資料を転送して共有することにより、アイデアを出し合うことが容易になり、児童生徒は、相互に協力し合い、学習を進めることができます。

学校と家庭、保護者とのやり取りについても、ウェブアンケートの実施などにより、双方の時間の短縮になり、働き方改革にもつながっています。

教職員に対する研修の充実については、学校ごとではなく、他校や他学年の取組や、端末の活用事例をクラウド等で共有することでそれぞれの実践に生かしています。ICT機器のトラブルや授業動画の配信などについては、北海道教育局より加配措置されている授業改善推進チーム及び学校内でICT担当教員がサポートをすることで円滑な授業を行っています。

学校への現地調査や担当部局との意見交換の中で、本委員会では、特に課題として3点挙げられました。

初めに、ICTを活用した授業の支援体制についてです。

必要な支援としては、ソフトウェアの習得の支援、教職員向けの研修の実施、機器操作や管理業務などが挙げられますが、現在は、授業改善推進チームや各学校でICTが得意な教職員がこの業務を一手に引き受けているという状況です。学校では、ICT機器にトラブルがあった場合、すぐに対応できる体制が必要で、これまで配置されていた授業改善推進チームが令和4年度をもって終了してしまうため、教育委員会では、今後の新たな体制においても、極力、現状の支援体制が保たれるよう働きかけを行っています。

二つ目の課題としては、教職員研修の推進についてです。

教職員のニーズに応じた研修の企画が必要です。教職員が日頃から学級経営や生徒指導、業務の効率化、授業でのICTの効果的な活用について学び合うことが重要であり、ICT研修だけではなく、人と人の関わりや直接の対話に関する研修等も大切と考えます。

三つ目の課題としては、家庭での活用支援についてです。

1人1台端末の活用については、保護者向けのリーフレットを配付し、導入の目的や使い方の周知を行っています。

しかし、通信環境のない家庭について、教育委員会では、臨時休校等の場合、申請に基づき緊急でのモバイルルーターの貸出しを行っていますが、平常時の貸出しにおける通信料は、学習用との線引きが困難なため、家庭への負担をお願いしている現状です。

以上のような経緯と、これまでの調査で確認された事項や学校での取組などを踏まえ、意見交換を行ったところ、委員会として、次の4点において意見の一致を見たところであります。

1、全ての児童生徒が取り残されない体制を維持するため、ICT支援員の配置や教職員に対する研修の継続、あわせて、機器トラブルに備えた補助体制の構築を図られたい。

2、貸与機器を含めたICT機器の更新に備えた計画的な運用及び予算計画に努められたい。

3、児童生徒の平等な学習環境の確保のため、家庭での通信環境の整備に向けた理解促進と周知、サポートに努められたい。

4、児童生徒の安心・安全なインターネット利用に対する情報モラル教育の推進と、視力をはじめとした健康面への配慮に努められたい。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げます。総務文教委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第8号、看護専門学校について。

市民福祉委員長佐藤秀靖君。

○市民福祉委員長（佐藤秀靖君） -登壇-

市民福祉委員会より、調査第8号、看護専門学校についての調査の経過と結果について報告いたします。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、学内視察を行い、看護専門学校の現状について調査を進めてきました。

看護専門学校は、富良野圏域における看護職員の確保のため、地域社会に貢献できる看護師を養成することを目的に、平成6年に開校し、この4月に30周年の節目の年を迎えます。

全国的に看護師が不足する中、少子高齢社会の現況において一層深刻化し、社会的需要は増加の一途をたどると推察されます。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により、医療・看護体制は逼迫し、新たな課題に直面しています。こうした中、看護専門学校では、教育課程の変更を余儀なくされ、さらに、定員確保が難しくなるなど、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。

本委員会では、看護専門学校について、平成26年第1回定例会で報告した事務調査報告と令和2年度の自己点検・自己評価・学校関係者評価表を基に事前調査を進め、担当部局の聞き取り及び意見交換を実施してきました。

前回の調査時に、担当部局が抱える課題として挙げられていた富良野圏域の就業率向上や実習施設の確保と充実など4点に加え、今回は、新たに、学生寮における住環境、学習環境の向上に向けた取組やオンライン授業に関する課題などについて議論を深めました。その結果、担当部局が抱える課題4点については、計画的かつ適切に取り組まれていることを確認し、また、新型コロナウイルス感染症等の対応については、学生が不利益を被ることのないよう、学校関係者の最大限の配慮が随所に行われており、その努力は大いに評価すべきとの意見が多く出されました。

さらに、議論経過の中で、次の3点について議論が集中しました。

1点目は、講師の確保と教育指導の充実についてです。

講師の確保と教育指導の充実は、学校運営の根幹をなすものであり、最重要課題です。

校内で勤務する専任教員に加え、市内外の病院、大学、介護福祉施設など、19施設から延べ123人の非常勤講師を確保し、104単位、3,015時間のカリキュラムを組み立てていますが、今後とも、非常勤講師の調整、確保に向けて、関係機関や団体組織との良好な関係を維持していくために、日常的な配慮や努力が必要であります。

2点目は、臨地実習に関する取組についてです。

現在、コロナ禍で臨地実習が行われていますが、感染状況等により中止せざるを得ないケースも現に発生しており、その振り替えとして、学内実習をはじめ、補習を実施するなどの措置が取られ、校内においては臨床現場をより忠実に再現することが求められています。

こうした状況下、看護実習用人体モデルシミュレーターなどを活用していますが、その一部は老朽化し、修繕して使用している状況にあり、故障時の対応が懸念されます。そのため、新型コロナウイルス感染症の収束後の臨地実習と学内実習及び学生の自主学習の促進など、実

習効果を向上させる取組として、状況を勘案しながら新たな高機能教材の導入も検討する必要があると考えます。

3点目は、学生の定員確保に向けた取組についてです。

道内の看護師養成学校では、学生募集を停止した学校も散見される現況において、学生の定員確保は喫緊の課題です。今後の少子化を見据え、定員確保に向けた志願者を増やす取組として、入学試験科目の見直しや社会人枠の拡充など、抜本的な対策が必要と考えます。

また、看護専門学校に関する各種情報については、富良野市のホームページ内に掲載されていますが、受験生の興味や関心を引く情報発信も望まれることから、校内における情報危機管理等を徹底し、学校独自のホームページの開設が望まれます。また、広報、PR活動の一環として、学校を紹介したパンフレットなど、様々な情報をデジタル化して発信するなどの取組も必要と考えます。

さらに、市内高等学校に推薦枠を設定していますが、その枠に満たない状況もあることから、進路選択の一つとして認識してもらえよう、学校関係者や児童生徒への広報、PR活動の強化に加え、富良野圏域の地域住民の方々に対しても、学校の設立意義などの理解促進に向けた広報・PR活動の実施について検討が必要と考えます。

冒頭で申し上げたとおり、少子高齢化を起因とした社会構造の変化は地方都市ほど顕著に現れ、医療過疎地域を生み出す可能性を含んでおり、地域医療体制の充実及び確立は地域発展のためには必要不可欠で、富良野圏域の医療を支える看護師を養成する本校が果たす役割は開校当時よりも増して重要になっています。

看護専門学校を運営する関係者の一層の努力と、学校の存在意義を理解し、地域で支える関係構築を期待して、委員会からの報告とさせていただきます。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げます。市民福祉委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第9号、除排雪業務について。

経済建設委員長小林裕幸君。

○経済建設委員長（小林裕幸君） -登壇-

経済建設委員会より、調査第9号、除排雪業務についての調査結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、除排雪業務の現状と課題の把握に努めるとともに、令和3年度より運用を開始した除雪管理システムについて、

実際に画面を見ながら説明を受け、調査を進めてきました。

令和4年度の富良野市除排雪計画では、冬期間における安全で快適な道路交通の確保により、人流と物流を担保することで市民生活の安定を図るため、除排雪に関する実施体制を整備し、市民との共通認識の下、協力を得ながら、お互いの責任分担を明確にし、効率的、効果的な除排雪に取り組むことを目的としております。本市では、平成26年から、除排雪業務を富良野維持管理組合に委託し、行政と民間団体との協力の下、市民生活に支障を来さぬよう体制を整えています。

除雪業務に行われる道路延長については、市道実延長672キロメートルに対して、市道の先に民家がないか、あるいは居住していないところを除いた車道567キロメートルで、歩道は除雪延長64.5キロメートルを実施しています。

除雪車両の出動基準は、新たに積雪が10センチに達したときや車両等の走行に著しい影響を及ぼすおそれがあるときなど、パトロールで路面状況を確認し、出動の判断をすることとしています。連日の大雪による積雪の増加や降雨、寒暖差などから路面状況が急速に悪化することの多い昨今、環境変化に対応した除雪が必要であり、パトロールで発見された通行に支障がある段差等は、路面を切削し、平たんに除雪する路面整正がされており、また、特に、下り勾配の氷盤化し滑りやすい交差点等には砂散布を行い、交通の安全確保に努めています。

排雪業務は、道路上の除雪で積み上げられた雪の状況を確認しながら、年に数回の排雪を実施しており、雪山の一部を残すカット排雪を主に、路線延長や回数を多く実施しています。

市民にとって排雪までの一時堆積スペースの確保が難しいことや、道路への雪出しマナーの遵守と周知徹底の必要性について、担当部局と委員会で課題の共有がされたところ です。

また、市民や雪処理に利用できる雪捨場は、市内3か所の敷地を借り上げて設置されています。

これら除排雪業務に用いられる除排雪機械の配備状況は、本市が所有する除雪車が24台と委託先が所有する除雪車が22台となっており、このほか、砂散布車は委託業者が2台所有している状況です。

除排雪作業を効率的に実施するためには、作業の妨げとなる路上駐車や道路以外の住宅敷地などからの雪出しを防止することについて地域住民の理解と協力を得ることが大変重要であり、道路へ雪を出さないよう粘り強く周知活動を行っているが、抜本的な改善には至っていないのが現状であります。今後は、市民と共創のまちづくりとして、町内会、商店街等の単位による排雪の自助努力を促すための新しい取組を調査研究することを望むと

ころです。

除雪管理システムの事業効果については、運用開始から1年が経過し、GPS端末を全車に搭載して除雪車の位置情報などから除雪作業の正確な情報の把握が可能になり、さらに、作業日報と連携し、事務処理の簡素・効率化につながっているところです。

また、市民からの問合せに対しても、除雪車の位置情報や通過時刻等の詳しいデータが把握されているため、迅速かつ正確に回答することが可能となったことや、苦情や通報等についても一括管理されており、今後、データが蓄積され、ニーズに合わせた改善に向けて有効となることが期待できます。

しかし、デジタルゆえに、これまでオペレーターの配慮により対応されていた部分が対応できなくなるなど、システムに改善の余地があることと、オペレーターが高齢化していることや人材不足に対して、引き続き若い世代への技術継承等の育成が必要であることを委員会で確認されました。

以上、本委員会の議論内容を述べましたが、除排雪業務は、積雪寒冷地に暮らしている市民とともに、協働で、四季の美しさを感じながら冬期も快適に生活することができる基盤を守る根幹となる公共サービスであることから、除雪管理システムの効果を活用し、市民生活における除排雪の着実な執行と行政事務の効率化を目指し、持続的な除排雪業務の体制整備を図られるよう申し上げます。

なお、本報告書の全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げます、経済建設委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告を終わります。

---

## 日程第2

### 議員の派遣に関する報告

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第2、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件に関し、順次、派遣議員の代表からの報告を求めます。

初めに、石上孝雄君。

○7番（石上孝雄君） ー登壇ー

令和4年第4回定例会で議員の派遣の許可を得ました富良野沿線市町村議会議員研修会について、派遣議員を

代表して報告申し上げます。

本研修会は、令和4年12月20日に中富良野町農村環境改善センターで開催され、本市議会議員の参加は14名であります。

研修会では、経済産業省から出向中の北海道環境生活部次長兼ゼロカーボン推進局地域脱炭素担当局長の甲元信宏氏が、「ゼロカーボン北海道について」と題して、北海道が2050年までに温室効果ガス排出量ゼロを目指して策定した第3次北海道地球温暖化対策推進計画、いわゆるゼロカーボン北海道に基づき、道内で取り組まれている海洋風力発電など再生可能エネルギー政策や、これらにより生産されたエネルギーを道外へ送る送電網の整備、さらには、100%再生可能エネルギーで電源供給できるデータセンター誘致などの事例を御紹介いただきました。

とりわけ、道北地域においては、風力や太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの生産、供給は気象条件や地理的条件に制約を受けることが推察される一方、エネルギーを消費、需要する立場から、観光分野における脱炭素のおもてなしや住宅分野における断熱性の向上による省エネ化の可能性について理解や知識を深められ、大変参考になった次第であります。

富良野市においても、令和3年4月にゼロカーボンシティを表明しており、市議会も同宣言の趣旨や重要性に鑑み、カーボンニュートラルの実現に向けてしっかり政策形成に取り組んでいかなければならないことを認識する機会となりました。

詳細については、お手元の報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、議員の派遣に関する報告を終わります。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、続いて、小林裕幸君。

○9番（小林裕幸君） 一登壇-

続きます。令和4年第3回定例会で議員の派遣の許可を得ました議会報告会について、派遣議員を代表して報告申し上げます。

議会報告会は、令和元年まで、全議員を3班に構成し、市内15会場で行っていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和2年度は中止、昨年度は会場での開催を断念し、動画配信をしたところで、

本年度は、会場で対面による開催を目指し、開催会場の地元関係者に対して実施の可否について御意見をいただいた結果、市内15会場での開催は困難と判断し、市内の2会場において昼、夜と時間帯別で合計4回の開催と

し、会場開催における新たな取組として、パソコンからのスライド画像を投影し、報告してまいりました。

また、昨年同様に、動画配信サイトを利用した動画配信を令和4年12月21日から令和5年1月31日までの期間で公開をしてきました。動画の視聴状況を分析すると、昨年度の再生回数329回、視聴者数は180人程度に対し、本年度は再生回数59回、視聴者数34人程度と減少した結果となりました。

議会報告会役員会において上記の実施内容について検証を行ったところ、次年度以降の議会報告会では、例年どおり市内15会場での開催を基本とし、出席者数の増加を目指し、開催曜日や開催時間、開催会場の工夫など、議会報告会の在り方に加え、会場での開催における意見として、パソコンからのスライド画像の投影だけでなく、紙媒体の資料として配付の希望があったことを含め、より一層の検討や工夫が必要であると意見の一致が見られました。

一方、動画配信については、事前の告知不足や配信内容の精査のほか、オンラインを活用した市民参加の促進、さらなるツールやサービスの活用を視野に入れ、視聴者数の増加を図るため、インターネット分野における議会報告会の充実が必要であると意見が一致したところです。

なお、会場における議会報告会で参加者より出されました御意見、御質問は、フラノギカインナンバー100に掲載しておりますので、御一読をお願い申し上げます。

以上、議会報告会に関する議員派遣の報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

---

### 日程第3 監査委員報告

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第3、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和4年度10月分から12月分の3件、令和4年度定期監査報告及び財政援助団体監査報告であります。

本報告5件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

---

### 日程第4

#### 報告第1号 専決処分報告について（令和4年度富良野市一般会計補正予算第（第14号））

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第4、報告第1号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

おはようございます。

報告第1号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年2月1日付で専決処分を行いました令和4年度富良野市一般会計補正予算について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

議案第1号、令和4年度富良野市一般会計補正予算第14号は、歳入歳出それぞれ1,947万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億8,167万2,000円にするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

このたびの補正は、電気料金高騰による電気料の予算確保を行うものであり、2款総務費は、1項総務管理費で、複合庁舎維持管理経費の燃料及び光熱水費200万円の追加、3款民生費は、2項児童福祉費で、児童館等運営費の燃料及び光熱水費、認可保育所運営費の燃料及び光熱水費、240万円の追加、7款商工費は、1項商工費で、コンシェルジュプラノ2階事務所に係る一般事務費の燃料及び光熱水費、観光公園管理に係る一般事務費の燃料及び光熱水費、37万6,000円の追加、8款土木費は、2項道路橋梁費で、ロードヒーティング等に係る道路管理費の燃料及び光熱水費800万円の追加、9款教育費は、2項小学校費で、小学校管理費の燃料及び光熱水費の追加、3項中学校費で、中学校管理費の燃料及び光熱水費の追加、670万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

12款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税1,947万6,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

---

日程第5

報告第2号 専決処分報告について（ぶどう果樹研究所配送センターの落雪による損害賠償及び和解について）

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第5、報告第2号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

ぶどう果樹研究所長川上勝義君。

○ぶどう果樹研究所長（川上勝義君） -登壇-

報告第2号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る2月10日付をもって専決処分を行ったぶどう果樹研究所配送センターの落雪による損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

本件は、令和4年12月23日、西学田二区のぶどう果樹研究所配送センターにおいて、商品配送のため駐車していた車両に倉庫の屋根から落雪があり、フロントガラスを損傷させたものでございます。

事故の状況から、富良野市の過失割合を10割、損害賠償額を45万5,565円として、2月10日に示談を交わしております。

今後とも、施設及び敷地内の積雪状況の監視を継続するとともに、落雪が想定される場所には駐車させないよう駐車禁止バリアを設け、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、報告第2号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

---

日程第6

報告第3号 専決処分報告について（市道における物損事故の損害賠償及び和解について）

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第6、報告第3号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長（北川善人君） -登壇-



報告第3号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る2月16日付をもって専決処分を行った市道における物損事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は、令和5年1月21日、市道布部3線において除雪作業中、富良野原野9線踏切の手前に残った雪を再度除雪するため除雪車を後進させた際、後方に停車していた車両に接触し、フロントバンパー及びボンネットを破損させたものでございます。

事故の状況から、富良野市の過失割合を10割、車両修繕に係る損害賠償額を31万6,365円として、2月16日に示談を交わしております。

今後においても、後進時の安全確認の徹底並びに踏切付近における作業方法の改善を行い、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、報告第3号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

○議長（黒岩岳雄君） ここで、10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

#### 日程第7

#### 議案第9号から議案第25号まで（提案説明）

○議長（黒岩岳雄君） 日程第7、議案第9号から議案第25号まで、以上17件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

議案第9号、令和4年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第15号は、歳入歳出それぞれ8億3,856万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を174億2,023万6,000円にしようとするものと、繰越明許費の補正で追加10件、債務負担

行為の補正で追加5件、廃止1件、地方債の補正で廃止1件、変更7件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

30ページ、31ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、執行見込みによる委員費用弁償及び旅費、普通旅費、226万円の減額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、需要見込みによるふるさと納税推進事業費の手数料、ふるさと納税支援業務委託料、ふるさと納税返礼品発送業務委託料、プログラム使用料、所要額を積み立てる基金積立金の財政調整基金利子積立金、地域振興基金積立金、ふるさと応援基金積立金、ふるさと応援基金利子積立金、土地開発基金利子繰出金、需要見込みによる生活交通路線維持対策事業費の広域生活交通路線維持対策路線維持費補助金、市民協働費一般事務費の自動釣銭機保守委託料、平沢集落センター洗面所床改修を行う地域会館・集落センター維持管理費の施設修繕料、需要見込みによる国際交流事業費の富良野市国際交流事業補助金、原油価格高騰による演劇工場運営管理費の指定管理料（燃料高騰分）、体育施設管理費の指定管理料（燃料高騰分）、有料パークゴルフ場運営管理費の指定管理料（燃料高騰分）の追加、執行見込みや事業費確定による減額、差引きいたしまして3億5,668万7,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、原油価格高騰による地域福祉センター管理費の指定管理料（燃料高騰分）、福祉灯油事業の交付基準額の見直し及び対象者数の増による福祉のまちづくり事業費の福祉のまちづくり事業委託料、原油価格高騰によるデイサービスセンターいちい運営管理事業費の指定管理料（燃料高騰分）、養護老人ホーム寿光園運営管理事業費の指定管理料（燃料高騰分）、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた減収対策による指定管理料、原油価格の高騰によるふれあいセンター運営管理費の指定管理料（燃料高騰分）、過年度精算による地域生活支援事業費の地域生活支援事業費国庫補助金精算返還金、生活困窮者自立支援事業費の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金精算返還金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（37ページで訂正）の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金精算返還金の追加、執行見込みや事業費確定による減額、2項児童福祉費で、需要見込みによる富良野市子育て世帯応援臨時給付金給付事業費の富良野市子育て世帯応援臨時給付金、過年度精算による児童扶養手当支給事業費の児童扶養手当支給費負担金精算返還金、原油価格の高騰による児童館等運営費の燃料及び光熱水費、過年度精算による障害児通所給付事業費の障害者自立支援給付費道負担金精算返還金、障害者自立支援給付費国庫負

担金精算返還金、需要見込みによる認可保育所運営費の除排雪業務委託料、子ども子育て支援給付事業費の地域型保育給付金（37ページで訂正）、多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金の多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金の追加、執行見込みや事業費確定による減額、3項生活保護費で、過年度精算による一般事務費の生活保護費国庫負担金精算返還金、生活保護適正実施推進事業費の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算返還金の追加、扶助費での財源振替で、差引きいたしまして1億906万7,000円の減額でございます。

4款衛生費（37ページで訂正）は、1項保健衛生費で、過年度精算による緊急風しん対策事業費の疾病予防事業費等補助金精算返還金、需要見込みによる新型コロナウイルスワクチン接種事業費の新型コロナウイルスワクチン接種委託料、原油価格の高騰による看護専門学校に係る学校管理経費の燃料及び光熱水費、看護専門学校学生寮管理経費の指定管理料（燃料高騰分）、入寮学生減に係る減収対策による指定管理料の追加、執行見込みや事業費確定による減額、環境保全費での財源振替、2項清掃費で、設備の不具合に対処するリサイクルセンター運営管理経費の施設修繕料、事業費確定による資源回収センター運営管理費負担金（37ページで訂正）、動物死体処理施設運営管理費負担金、衛生用品処理負担金の追加、3項水道費で、経営改善に要する水道事業会計貸付金の追加、事業費確定による簡易水道事業特別会計繰出金、小規模飲料水供給施設整備等補助金の水道施設改修工事費補助金の減額、差引きいたしまして2,744万8,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、指定寄附と農業担い手支援資金貸付金収入を積み立てる基金積立金の農業推進事業基金積立金、国の補正事業（37ページで訂正）である産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、経営継続に向けた支援の農業物価高騰対策緊急支援金、化学肥料の低減化に向けた支援である富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金、国の補正予算に伴う道営農業生産基盤整備事業費の老節布地区農地整備事業負担金、扇山南地区経営体育成基盤整備事業負担金、扇山北地区経営体育成基盤整備事業負担金、東山地区農地整備事業負担金、西達布地区農地整備事業負担金、設備の不具合に対処する農村環境改善センター運営管理費の施設修繕料、器具購入費の追加、執行見込みや事業費確定による減額、2項林業費で、執行見込みによる減額、差引きいたしまして7億724万8,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、原油価格の高騰による山部自然公園太陽の里運営管理費の指定管理料（燃料高騰分）、消費生活センター・女性センター運営管理事業費の指定管理料（燃料高騰分）、中心街活性化センター運営管理費の指定管理料（燃料高騰分）の追加、事業費

確定による減額、差引きいたしまして318万2,000円の追加でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で、土木機械整備事業費の車両購入費の減額、2項道路橋梁費及び4項都市計画費で、事業費確定による減額、5項住宅費で、北海道の事業調整による公営住宅長寿命化事業費の公営住宅長寿命化改修工事費の追加、執行見込みや事業費確定による減額、差引きいたしまして1億1,275万円の減額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、需要見込みによる「子どもと親の相談員」活用事業費の子どもと親の相談員報酬、育英基金の返還分を積み立てる基金積立金の育英基金返還金積立金、需要見込みによる部活動・競技大会派遣補助金の小中学校各種競技大会派遣補助金の追加、執行見込みや事業費確定による減額、2項小学校費で、原油価格の高騰による小学校管理費の燃料及び光熱水費、ことばとまなび教室の看板製作委託料の追加、執行見込みによる減額、3項中学校費及び4項社会教育費で、執行見込みによる減額、図書館費の財源振替、差引きいたしまして1,675万1,000円の減額でございます。

11款給与費は、1項給与費で、執行見込みにより1,517万3,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、16ページ、17ページでございます。

1款市税は、1項市民税で、均等割、法人税割の減額、2項固定資産税で、土地、家屋、償却資産の減額、7項都市計画税で、土地の減額、合わせまして3,660万円の減額でございます。

12款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税2,389万5,000円の追加でございます。

14款分担金及び負担金は、1項負担金で、道営農業生産基盤整備事業負担金2,154万3,000円の追加でございます。

16款国庫支出金は、1項国庫負担金で、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、子ども子育て支援給付負担金、生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加、児童扶養手当支給費負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金、児童手当負担金の減額、2項国庫補助金で、南2丁目2道路改良舗装事業交付金、地域住宅交付金、学校保健特別対策事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、東9条道路改良舗装事業交付金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の減額、3項委託金で、富良野北道路市道清水山線道路改良事業委託金の減額、差引きいたしまして6,745万9,000円の減額でございます。

17款道支出金は、1項道負担金で、国民健康保険基盤

安定対策費負担金、子ども子育て支援給付負担金の追加、地籍調査事業負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金、児童手当負担金の減額、2項道補助金で、福祉振興・介護保険基盤整備事業地域政策補助金、多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金、農業委員会活動促進事業補助金、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の追加、市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金、重度心身障害者医療給付事業補助金、乳幼児医療費助成事業補助金、環境保全型農業直接支払交付金の減額、差引きいたしまして5億3,554万円の追加でございます。

18款財産収入は、1項財産運用収入で、財政調整基金利子（37ページで訂正）、土地開発基金利子、ふるさと応援基金利子、合わせまして1万5,000円の追加でございます。

19款寄附金は、1項寄附金で、一般寄附金、ふるさと応援寄附金、ふるさと応援寄附金（企業版ふるさと納税）、農業費寄附金、合わせまして5億3,408万8,000円の追加でございます。

20款繰入金は、1項基金繰入金で、国際交流基金繰入金の追加、財政調整基金繰入金、社会福祉基金繰入金、育英基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金の減額、差引きいたしまして6,617万円の減額でございます。

22款諸収入は、3項貸付金元利収入で、育英基金貸付金収入の追加、5項雑入で、新市町村振興宝くじ収益金交付金、農業者年金事務委託手数料の追加、社会及び労働保険料、備荒資金組合交付金、富良野地方アグリパートナー協議会負担金の減額、差引きいたしまして4,918万8,000円の減額でございます。

23款市債は、1項市債で、特別支援教育推進事業債、農業生産基盤整備事業債の追加、高齢者等配食サービス事業債、東9条道路改良舗装事業債、南6丁目道路改良舗装事業債、市道橋長寿命化事業債、公園施設長寿命化事業債、土木機械整備事業債、南2丁目2道路改良舗装事業債の減額、差引きいたしまして5,710万円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正に記載のとおり、富良野広域連合負担金、地域防災事業につきましては、納品時期が令和5年度に及ぶため、訴訟経費、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、事業手続が令和5年度に及ぶため、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金、道営農業生産基盤整備事業、東9条道路改良舗装事業につきましては、国の補正予算事業に対応するもの、公営住宅長寿命化事業につきましては、北海道の事業調整に対応するもの、富良野北道路市道清水山線道路改良事業につきましては、補償工事の施工が令

和5年度に及ぶため、それぞれ記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3条債務負担行為の補正は、第3表債務負担行為補正に記載のとおり、令和4年度オフィス統合ソフトウェア使用料、令和4年度富良野市山部診療所診療及び医事業務委託料、令和4年度スクールバス運行委託料につきましては、令和5年4月1日から業務を実施する上で本年度中に契約事務を進めるため、令和4年度知事及び道議会議員選挙費、令和4年度富良野市子育て世帯応援臨時給付金につきましては、令和5年度と継続した業務を実施するため、記載の期間（37ページで訂正）及び限度額により債務負担行為を定めるために追加するものでございます。

また、令和4年度医師養成確保修学資金貸付金につきましては、新規貸付者が本年度いなかったことに伴い、廃止するものでございます。

第4条地方債の補正は、第4表地方債補正に記載のとおり、土木機械整備事業費の廃止1件、過疎対策事業債ソフト事業内での調整による高齢者等配食サービス事業費、特別支援教育推進事業費、国の補正予算事業に対応する農業生産基盤整備事業費、事業費確定による東9条道路改良舗装事業費、南6丁目道路改良舗装事業費、市道橋長寿命化事業費、公園施設長寿命化事業費の7件につきましては、それぞれ記載の金額へ限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、令和4年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1,805万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億4,623万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、社会及び労働保険料の追加、一般職給料、各種手当、市町村職員共済組合負担金などの減額、2項徴税費1目賦課徴収費で、各種手当、市町村職員共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金の減額、差引きいたしまして240万4,000円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項保険給付費4目出産育児一時金で、出産育児一時金、支払手数料の減額、合わせまして462万2,000円の減額でございます。

3款保険事業費納付金は、1項保険事業費納付金1目保険事業費納付金で、医療給付費分の一般被保険者（37ページで訂正）医療給付費分、後期高齢者支援金分の一般被保険者医療給付費分及び介護納付金分の減額、合わ

せまして1,152万円の減額でございます。

6款基金積立金は、1項基金積立金1目基金積立金で、富良野市国民健康保険事業基金利子積立金2,000円の追加でございます。

8款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金3目償還金で、普通交付金過年度返還金、特別交付金過年度返還金の追加、合わせまして49万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款国民健康保険税は、1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税で、医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年課税分の減額、合わせまして271万6,000円の減額でございます。

3款道支出金は、1項道補助金1目保険給付費等交付金で、普通交付金462万2,000円の減額でございます。

4款財産収入は、1項財産運用収入1目利子及び配当金で、富良野市国民健康保険事業基金利子2,000円の追加でございます。

5款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金の追加、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金の減額、差引きいたしまして1,120万8,000円の減額でございます。

6繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、49万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、令和4年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ6,500万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億5,835万6,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款総務費1項総務管理費は、1目一般管理費で、職員管理費の一般職給料など7万7,000円の追加でございます。

3項介護認定審査会費は、1目介護認定審査会費で、委員報酬の減額、2目認定調査費で、会計年度任用職員報酬の追加、差引きいたしまして7万7,000円の減額でございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、1目居宅介護サービス給付費で財源振替、2目居宅介護サービス計画給付費で、居宅介護サービス計画給付費の追加、3目施設介護サービス給付費で、施設介護サービス給付費の減額、7目審査支払手数料で、審査支払手数料の追加、差引きいたしまして4,890万円の減額でございます。

2項高額介護サービス等費は、1目高額介護サービス費で、高額介護サービス費250万円の追加でございます。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費は、1目介護予防・生活支援サービス事業費で、介護予防サービス給付費(37ページで訂正)1,000万円の減額でございます。

3項包括的支援事業・任意事業費は、1目包括的支援事業費で、一般職給料、会計年度任用職員報酬などの減額、5目認知症総合支援事業費で、一般職給料などの減額、合わせまして867万円の減額でございます。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、1目償還金及び還付加算金で、介護給付費国庫負担金等精算償還金6万5,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、1目介護給付費負担金で、現年度分799万円の減額でございます。

2項国庫補助金は、1目調整交付金、2目地域支援事業交付金(総合事業)、3目地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)で、それぞれ現年度分の減額、合わせまして933万9,000円の減額でございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金は、1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金、それぞれ現年度分の減額、合わせまして1,522万8,000円の減額でございます。

5款道支出金1項道負担金は、1目介護給付費負担金で、現年度分709万1,000円の減額でございます。

2項道補助金は、1目地域支援事業交付金(総合事業)、2目地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)で、それぞれ現年度分の減額、合わせまして292万円の減額でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金は、1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金(総合事業)、3目地域支援事業繰入金(総合事業以外の地域支援事業)で、それぞれ現年度分の減額、4目その他一般会計繰入金で、職員給与費繰入金の追加、事務費繰入金の減額、差引きいたしまして871万9,000円の減額でございます。

2項基金繰入金は、1目介護保険給付費準備基金繰入金で、1,371万8,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、令和4年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ359万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,187万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ中段でございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、一般職給料、各種手当、市町村職員共済組合負担金など、合わせまして78万4,000円の減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等納付金280万8,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページ、7ページ上段でございます。

2款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金、職員給与費繰入金、合わせまして359万2,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、令和4年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ317万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,182万2,000円にしようとするものと、繰越明許費の補正で追加1件、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

12ページ、13ページでございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費で、2目施設管理費の燃料及び光熱水費の追加、執行残に伴う施設管理委託料、水質検査委託料の減額、2項簡易水道事業費で、1目簡易水道事業費の事業費確定に伴う簡易水道量水器取替工事費、動力計装機器更新工事費の減額、差引きいたしまして317万1,000円の減額でございます。

2款公債費は、1項公債費で、1目元金の財源振替でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、10ページ、11ページでございます。

3款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、1,400万円の減額でございます。

4款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金347万9,000円の追加でございます。

5款諸収入は、3項消費税還付金1目消費税還付金で、885万円の追加でございます。

6款市債は、1項市債1目衛生債で150万円の減額でございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

第2条繰越明許費は、第2表繰越明許費に記載のとおり、動力計装機器更新事業につきまして、納品時期が令和5年度に及ぶため、記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3条地方債の補正は、第3表地方債補正に記載のとおり、簡易水道事業費は、事業費の確定に伴い、記載の

金額のとおり限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、令和4年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第2号は、収益的収入から897万9,000円を減額し、収入予定額を4億3,642万1,000円に、収益的支出から777万円を減額し、支出予定額を4億3,313万円にしようとするものでございます。

また、資本的収入及び支出については、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億3,760万円を1億8,776万5,000円に改め、資本的収入から1,882万4,000円を減額し、収入予定額を9,027万6,000円に、資本的支出から6,865万9,000円を減額し、支出予定額を2億7,804万1,000円にするものと、予算第5条に定めた企業債の変更でございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款水道事業費用は、1項営業費用1目原水費で、動力費の電気料の増額、2目配水及び給水費で、漏水調査委託料及び量水器取替に係る修繕料の減額、4目減価償却費で、対象減価償却資産の増加による追加、5目資産減耗費で、除却資産の減少による固定資産除却費の減額、2項営業外費用2目消費税及び地方消費税の追加、差引きいたしまして777万円の減額でございます。

次に、収益的収入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページ上段でございます。

1款水道事業収益は、1項営業収益1目給水収益で、水道料金の減額、2項営業外収益4目雑収益で、落雷被害による損害保険金などその他雑収益の追加、差引きいたしまして897万9,000円の減額でございます。

続きまして、資本的支出について御説明申し上げます。

8ページ、9ページ下段でございます。

1款資本的支出は、1項建設改良費1目施設整備費で、事業費の確定に伴う東9条配水管移設工事ほか3工事の減額、3目量水器取替費で、量水器取替工事費の確定に伴う減額、合わせまして6,865万9,000円の減額でございます。

次に、資本的収入について御説明申し上げます。

同じく、8ページ、9ページ上段でございます。

1款資本的収入は、1項企業債1目企業債で、事業費確定に伴う減額、2項負担金1目負担金で、事業費確定による量水器取替負担金の増額、配水管移設補償費の減額、7項他会計借入金1目他会計借入金で、一般会計からの借入金の追加、差引きいたしまして1,882万4,000円の減額でございます。

戻りまして、2ページでございます。

予算第5条に定めた企業債の補正は、事業費の確定に伴い、配水管整備事業費の限度額4,440万円を1,180万円に変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第15号、令和4年度富良野市下水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市下水道事業会計補正予算第2号は、収益的収入に585万4,000円を追加し、収入予定額を8億515万4,000円に、収益的支出に430万円を追加し、支出予定額を8億160万円にしようとするものでございます。

また、資本的収入及び支出につきましては、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億4,780万円を2億3,803万円に改め、資本的収入から1,130万3,000円を減額し、収入予定額を2億4,679万7,000円に、資本的支出から2,107万3,000円を減額し、支出予定額を4億3,482万7,000円にするものと、予算第5条に定めた企業債の変更でございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款下水道事業費用は、1項営業費用1目管渠費で、修繕費の減額、3目処理場費で、動力費の電気料の増額、6目資産減耗費で、除却資産の増加による固定資産除却費の増額、2項営業外費用2目消費税及び地方消費税で、消費税納税額の増額、差引きいたしまして430万円の増額でございます。

次に、収益的収入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページ上段でございます。

1款下水道事業収益は、2項営業外収益6目雑収益で、区域外流入建設協力金585万4,000円の増額でございます。続きまして、資本的支出について御説明申し上げます。

8ページ、9ページ下段でございます。

1款資本的支出は、1項建設改良費1目下水道整備事業費で、事業費の確定に伴うストックマネジメント対象機器実施設計委託料ほか1委託料の減額、ストックマネジメント改築・更新工事費ほか1工事費の減額、合わせて2,107万3,000円の減額でございます。

次に、資本的収入について御説明申し上げます。

同じく、8ページ、9ページ上段でございます。

1款資本的収入は、1項企業債1目企業債で、事業費確定に伴う減額、6項国庫補助金1目国庫補助金で、事業費確定による社会資本整備総合交付金の減額、合わせて1,130万3,000円の減額でございます。

戻りまして、2ページでございます。

予算第5条に定めた企業債の補正は、資本費平準化債の限度額8,720万円を8,550万円に変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第16号、富良野市財政調整基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定により、令和5年度の事業費財源に充てるため、富良野市財政調整基金を処分しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、道路維持補修事業の財源として5,000万円以内、除雪対策事業の財源として1億5,000万円以内、合計2億円以内を富良野市財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第17号、富良野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、改正個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から施行されることとなり、これまで各地方公共団体で定めていた個人情報の取扱いに関する規定を全国的な共通規定とし、地方公共団体においては、法施行に必要な事項を独自に条例で定めることができることとされました。

これに伴い、現行の富良野市個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する富良野市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を、第2条は条例で使用する用語を定めようとするものでございます。

第3条は、開示決定等の期限に関する特例を定めようとするものでございます。

第4条は、開示請求に係る手数料等を定めようとするものでございます。

第5条は、富良野市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問できる事由を定めようとするものでございます。

第6条は、富良野市の各実施機関への委任について定めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からとし、附則に富良野市個人情報保護条例の廃止並びに廃止に伴う経過措置及び罰則について定めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第18号、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、改正個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から施行され、あわせて、富良野市個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定することに伴い、同様の措置を講ずるため、関係する条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

ます。

第1条は、富良野市情報公開条例の一部改正で、用語の整理並びに公開しないことができる文書及び情報公開・個人情報保護審査会が審査または審議する事項について改正しようとするものでございます。

第2条は、富良野市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正で、個人情報の保護に関する法律で規定する個人情報について定めようとするものでございます。

第3条は、富良野市債権管理条例の一部改正で、実施機関の引用条例について改正しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第19号、富良野市立学校設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、少子化による児童生徒数の減少により、欠学年が生じ、今後の教育環境を考えたとき、良好な教育を提供することが難しくなると予想されることから、布部地域の方々から、よりよい子供たちの教育環境を考え、教育効果を上げるためには、現状にとらわれることなく教育環境を整えてほしいとの要望を受け、協議をしてきた結果、令和6年3月31日をもって布部小学校及び布部中学校を閉校とし、児童生徒の居住地により、扇山小学校、富良野小学校、富良野東中学校、富良野西中学校へ統合しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和6年4月1日からとしようとするものでございます。

これにより、小学校が7校から6校へ、中学校が4校から3校へ、義務教育学校が1校の合計10校となるものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第20号、富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令の改正並びに民法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う児童福祉法施行規則の改正により、同省令基準を参酌して設備や運営基準を定めております本条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第7条の2は、安全計画の策定等を定める事項を加えようとするものでございます。

第7条の3は、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加えようとするものでございます。

第10条は、他の社会福祉施設等の併設の際の職員間の共有や体制の確保に係る事項を改めようとするものでござ

います。

第13条は、民法及び児童福祉法の改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除しようとするものでございます。

第14条は、衛生管理等に関する研修や定期的な訓練を実施する文言を加えようとするものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からとし、改正後の第7条の3第2項の規定の適用について、令和6年3月31日までの間、経過措置を設けようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第21号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う子ども・子育て支援法の改正により、本条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第3条第2項第1号及び同項第2号は、子ども・子育て支援法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第22号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う子ども・子育て支援法等の改正による改正並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令の改正に伴い、同基準府令を参酌して運営基準を定めております本条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第4条第2項、第6条、第7条、第8条及び第13条は、子ども・子育て支援法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

第15条は、学校教育法の改正に伴う引用条項の整理及びこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴う文言の整理でございます。

第20条第4号は、引用条項の整理でございます。

第26条第1項は、民法及び児童福祉法の改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除するものでございます。

第35条、第36条、第37条及び第39条は、引用条項の整理でございます。

第44条は、所掌事務の移管に伴う文言の整理でございます。

第51条、第52条は、引用条項の整理でございます。

第53条は、読替規定の整理でございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第23号、富良野市放課後児童健全育成事業の設置及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づき参酌しております放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の改正に伴い、条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第6条の2は、安全計画の策定等の規定の追加、第6条の3は、自動車を運行する場合の所在確認の規定の追加でございます。

第12条の2は、業務継続計画の策定等の規定を追加しようとするものでございます。

第13条第2項は、感染症、食中毒の予防及び蔓延防止のための研修と訓練に関する規定の追加でございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からとし、経過措置として、令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については努力義務とするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第24号、富良野市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和4年12月に社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされ、健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険の出産育児一時金の基本額を現行の40万8,000円から48万8,000円に改正しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からとし、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第25号、富良野市農村環境改善センター設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市農村環境改善センターの入浴料金の上限額を改定しようとするものでございます。

富良野市農村環境改善センターの大人の入湯料は、令和元年度から消費税率改定に伴い600円としておりますが、農村環境改善センターの入湯料につきましては、効率的な経営の下における適正な原価をもって、かつ、適正な利潤を含む水準として算定される北海道の公衆浴場入浴料金統制額相当額に入湯税を加算した額とすることとし

ており、同統制額が令和4年10月1日から改定されたことにより、大人の入浴料金を630円に改定しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和5年4月1日からとしようとするものでございます。

なお、小学生及び中学生の入浴料金は、現状どおりといたします。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

御訂正をお願いいたします。

議案第9号の一般会計補正予算の歳出でございます。

3款民生費の中で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援費と申し上げました。正しくは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金でございます。

同じく、3款でございます。子ども子育て支援給付事業費の地域型保育給付金を地域型保育給付費と申し上げました。正しくは、地域型保育給付金でございます。

同じく、4款衛生費を4款民生費と申し上げました。

正しくは、衛生費でございます。

同じく、4款でございます。2項清掃費で、資源回収センター運営管理費負担金を資源回収センター運営管理経費負担金と申し上げました。正しくは、資源回収センター運営管理費負担金でございます。

6款でございます。1項農業費で、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の御説明で国の補正事業を国の補正予算と申し上げました。正しくは、国の補正事業であります。

次に、歳入でございます。18款財産収入、1項の財産運用収入で、財政調整基金利子を財政調整基金と申し上げました。正しくは、財政調整基金利子でございます。

第3条の債務負担行為でございますが、記載の期間を記載の金額と申し上げました。正しくは、記載の期間でございます。

続きまして、議案第10号の国民健康保険特別会計補正予算の歳出3款でございます。1項1目医療給付費分の一般被保険者医療給付費分を一般被保険者医療給付費分と申し上げました。正しくは、一般被保険者医療給付費分でございます。

続きまして、議案第11号の介護保険特別会計補正予算の歳出3款でございます。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の中で、介護予防サービス給付費を介護予防サービス事業費と申し上げました。正しくは、介護予防サービス給付費でございます。

以上、御訂正をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本件17件の提案説明を終わります。

---

日程第8 予算特別委員会設置



---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第8、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から第8号の令和5年度富良野市各会計予算及びこれらに関連する議案第16号、議案第24号、以上10件につきましては、さきの議会運営委員長の報告のとおり、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいまお諮りいたしました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議員全員を本職より御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

本会議終了後、予算特別委員会をこの場において開催いたします。

---

## 散 会 宣 告

---

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月2日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時53分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 3 月 1 日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 石 上 孝 雄

署名議員 家 入 茂